

法人・団体名：一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産権委員会

■意見提出対象の章

第1章 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等

■意見及びその理由

IoT・ビッグデータ・AI等の技術の進展が多様なサービスを創出する現状に鑑み、「柔軟性のある権利制限規定」の整備に向け、精力的に検討がなされ、具体的なアプローチが示されたことについて評価するとともに、p.68「おわりに」に記載の通り、中間とりまとめの趣旨及び内容を十分に汲み取り、自由民主党政務調査会の提言「地方創生とイノベーション創出のための知的財産戦略 提言」に沿った形で法制化がなされることを期待する。

法文化の作業においては、限定的な条文はすぐに時代のニーズに適合しないものとなる虞が高い点に充分なご注意をいただきたい。加えて、過度に明確性が重視されることで、限定的な適用対象、厳格な要件となることにより、逆に権利範囲を広げるような条文にならないようにしていただきたい。

また、当協会は「AIの機械学習のために、生データについては、著作物性のあるデータが含まれていても個別の許諾なしに利用できることが望ましい」と主張してきたが、「5. 具体的な制度設計の在り方」のp.43において、AIによる深層学習に係る利用行為については権利制限の対象とすることが適当とされており、さらに、第一層第二層については、そもそも支分権性が低いことが法制・基本問題小委員会で確認されており、当協会の主張が取り入れられたと理解している。

他方、当協会は包括的な一般規定の導入を求めてきたが、p.38「4. 制度整備の基本的な考え方」において、一般的・包括的な権利制限規定の創設は、公正な利用の促進効果が低い一方で、不公正な利用を助長する可能性が高いとして導入を見送られている。しかし、イノベーションの創出にチャレンジしたい者が法に則りチャレンジできる環境を整備すること（公正な利用を促進すること）と、不公正な利用の助長とは異なる次元の話であると考え。かかる結論を導く基礎となった、現在のニーズを前提にした検討方法、アンケート調査の手法ⁱ、評価方法ⁱⁱ等に疑問があることから、一般的・包括的な権利制限規定の導入に向け、その効果と影響についての検討方法の見直しを含め、国際競争力強化の観点から、日本を世界で最もイノベーションに適した国としていくために、今回の法改正以降も議論を継続すべきである。

中間まとめでは、アンケート調査等に言及しつつ、我が国の国民の多くが高い法令遵守意識を有している一方、著作権法に対する理解については十分な水準にあるとは言えない旨の指摘がある。仮に著作権法に対する理解が充分ではないとすると、その背景には、国民意識や現実社会と著作権法とが、かなりの部分で乖離してしまっているとの評価もあり得るものであり、今後の議論においてもそれは看過されるべきではない。

なお、リバースエンジニアリングについては、これを積極的に評価する会員がある一方、相互運用性やセキュリティ確保等の目的に限定せずにこれを可能とする事について懸念を表明する会員もある事を付言する。

以上

ⁱベンチャー企業や中小企業（非上場企業）をターゲットとしたサンプリング調査などが行われていないこと、すべての上場企業を対象にしたと報告しながら、上場企業であってもアンケートが届いていない場合が少なからずあることが指摘されている一方で、上場企業における回答率が低く、回答率が低い事に対して「調査の非回答者はさらに著作権法に対する理解が乏しいと推測される」などと特段の根拠なく述べていること等、その調査の方法や評価に疑問が残る。

ⁱⁱ 中間まとめでは「4種類の権利制限の規定の仕方を示し、それぞれについて事業展開をしやすくなるか否かを聞いた質問に対して肯定的な評価をした企業の割合」について、「④考慮要素を示して公正な利用を適法と認めることを定めた抽象的な規定では2割弱」という結果だったことを根拠の1つに「『公正な利用』の促進効果はそれほど期待できない」としているが、④の選択肢でなければ可能とならないような「公正な利用」（立法時点で典型的に想定できる範囲を超えた「公正な利用」）を救済できることの意義や効果などについて、そもそも一般的・包括的な権利制限規定の重要な機能が救済機能にあるという点が正当に評価されていない点に疑問が残る。